

【水産林務部所管分】

令和元年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会〔水産林務部審査〕開催状況

開催年月日 令和元年9月27日（金）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 水産局長、サケマス・内水面担当課長

| 質 問 要 旨   | 答 弁 要 旨   |
|---|---|
| <p><b>一 水産資源管理と先住民族の伝統的漁法の伝承について</b><br/>水産資源管理と先住民族の伝統的漁法の伝承について伺います。</p> <p><b>（一）告発に至った経緯等について</b><br/>紋別アイヌ協会が9月1日にカムイチェップノミのサケの採捕に際して、申請がなかったことから道が告発し、会長が道警察に連行されることになりました。<br/>アイヌ新法制定後だけに、これは大きな波紋を呼んだわけです。<br/>カムイチェップノミに捧げるサケの採捕に関する規則や運用について、同協会と道との間で話し合いが行われてきたと聞いておりますが、道が告発に至るまでの経過等について、まずご説明願います。</p> <p><b>（二）規則の見直し等の検討の必要性について</b><br/>今の答弁にあったように、新たなことが起きているんだと思うんですね。<br/>紋別アイヌ協会の会長から、先住権に関して新たな問題提起があったということなんですが、そうすればなおのことですね、アイヌ新法施行と先住民族の復権、国際人権規約に照らして、道の規則が適切な配慮といえるのかどうか、このところですね、しっかりと検証して、見直すべきは見直すということが必要じゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。</p> <p><b>（三）先住民族の伝統的サケの採捕の伝承への配慮について</b><br/>漁業法や水産資源保護法による許可のあり方ですね、申請という許可のあり方について適切な配慮が必要だということが問題提起されたわけです。<br/>ですから、やはりこれを検討していく必要があると思います。<br/>皆さんの主張は、それは、規則を守るということはそうなんですけれども、やはり新たな段階での新たな提起なので、アイヌ新法に対する水産林務部としての認識を伺っておきたいと思ひますし、先住民族の伝統的サケの採捕の伝承へ適切な配慮をするという、部としての見解を伺いたいと思ひます。</p> | <p><b>○ 工藤サケマス・内水面担当課長</b><br/>告発に至った経緯などについてですが、河川内におけるサケ・マスの採捕は、水産資源保護法と北海道内水面漁業調整規則で禁止されておりますが、アイヌ文化の伝承等を目的とする採捕につきましては、同規則による特別採捕許可で認めているところであります。<br/>このため、道は、紋別アイヌ協会に対して、文化の伝承等を目的とし、河川内でサケ・マスを採捕する場合には、道に申請を行うよう、重ねて理解を求めてまいりましたが、本年9月1日、同会長ほか1名が、サケ・マスの採捕はアイヌ民族の権利であると主張し、再三の指導にも関わらず、河川内において、許可を受けずに、サケ・マスを違法に採捕したため、紋別警察署に告発を行ったものであります。</p> <p><b>○ 工藤サケマス・内水面担当課長</b><br/>規則の見直しについてですが、道では、水産資源の保護培養、漁業取締り、漁業調整に関して必要な事項を規定した北海道内水面漁業調整規則を定め、内水面におけるサケ・マスの採捕を禁止しているところであります。<br/>アイヌの人たちによるサケ・マスの採捕については、平成17年に規則を改正し、「伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発」を目的とする場合、特別採捕許可で認めており、今後とも、規則に基づき対応していく考えであります。</p> <p><b>○ 遠藤水産局長</b><br/>伝統的なサケの採捕への配慮についてでございますが、アイヌ施策推進法は、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上が図られ、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けまして、大きな一歩となるものと考えており、アイヌ施策を推進するために市町村が策定する地域計画の中に、内水面におけるサケ・マスの採捕事業が記載された場合、その事業が円滑に実施されるよう、知事は適切な配慮を行うことが規定されたものであります。<br/>道としては、アイヌ文化の伝承は大変重要であると考えており、アイヌ施策推進法の主旨を踏まえまして、市町村が策定する計画に基づき、特別採捕の許可申請が行われる場合、採捕が円滑に行えるよう検討しているところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨  | 答 弁 要 旨 |
|--|---------|
| <p>検討しているということなのでこれ以上お聞きしませんが、先住民族としての権利と水産資源の管理等との見解に差が、相違があるということが今回明らかになったということですね。</p> <p>背景にはアイヌ新法自体が先住民族アイヌの土地や資源に関して、所有や開発管理及び利用する権利について触れていないという弱点があるわけです。</p> <p>それがこの問題として表出してきたというふうに考えております。</p> <p>しかしながら、新法ではアイヌの人たちの意見を十分踏まえた施策の推進、国際人権関係諸機関による勧告や諸外国における先住民族施策の状況にも留意することが必要となっております。</p> <p>新たなアイヌ観のもとで検討を進めて、今答弁にありましたように円滑なアイヌの伝統的な漁法の伝承に努めるように、今回は指摘をしておきたいというふうに思います。</p> |         |